

# 事務局説明資料



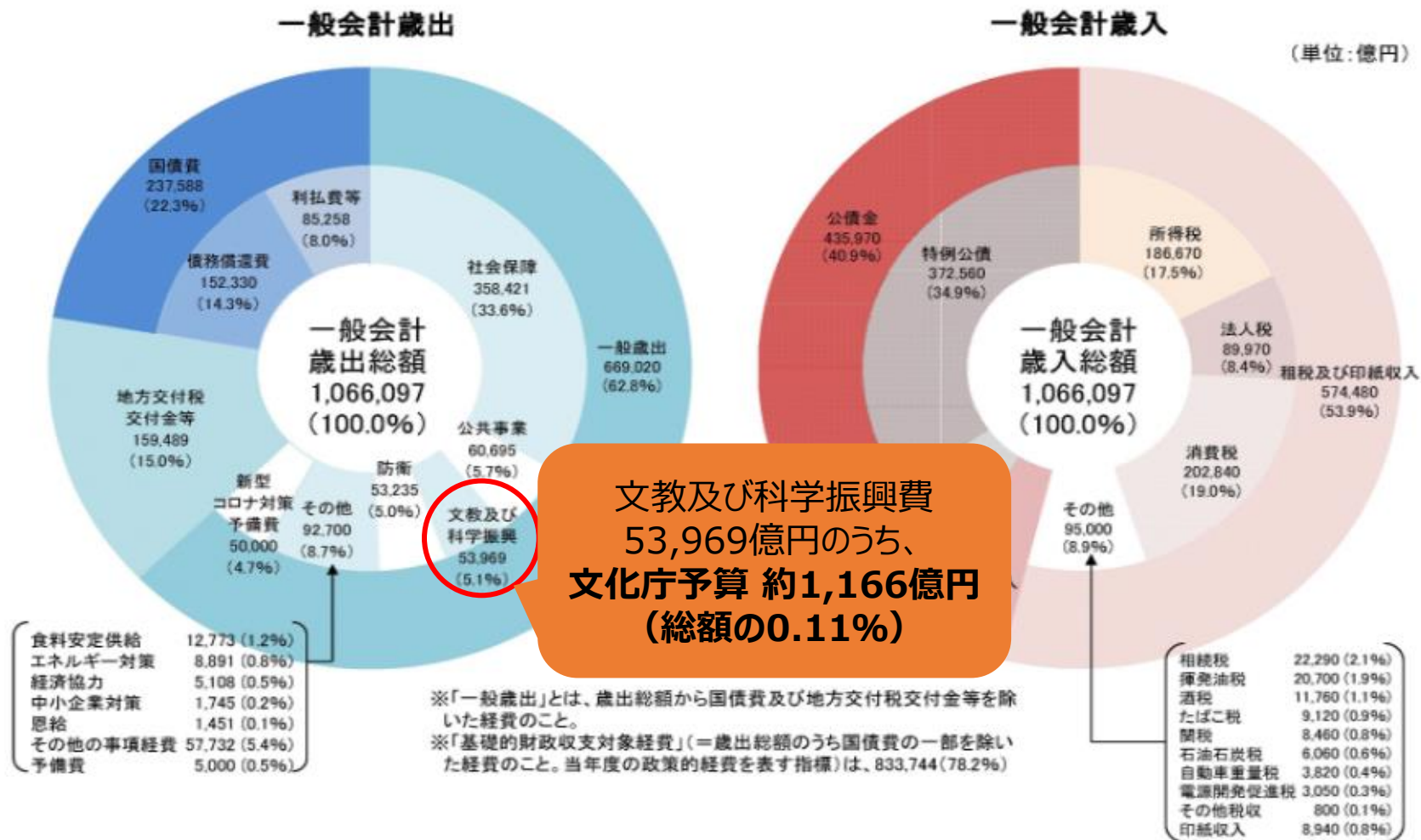
令和4年5月25日(水)  
文化庁 文化経済・国際課

1. 文化関係の寄附について
2. 公的な鑑定評価制度について
3. 新技術の活用について
4. 今後のスケジュールについて
5. 本日まで議論いただきたい内容について

1. 文化関係の寄附について
2. 公的な鑑定評価制度について
3. 新技術の活用について
4. 今後のスケジュールについて
5. 本日まで議論いただきたい内容について

# 一般会計歳出における文化庁予算の位置づけ

■ 文化庁予算は、一般会計歳出の0.11%程度にとどまる。



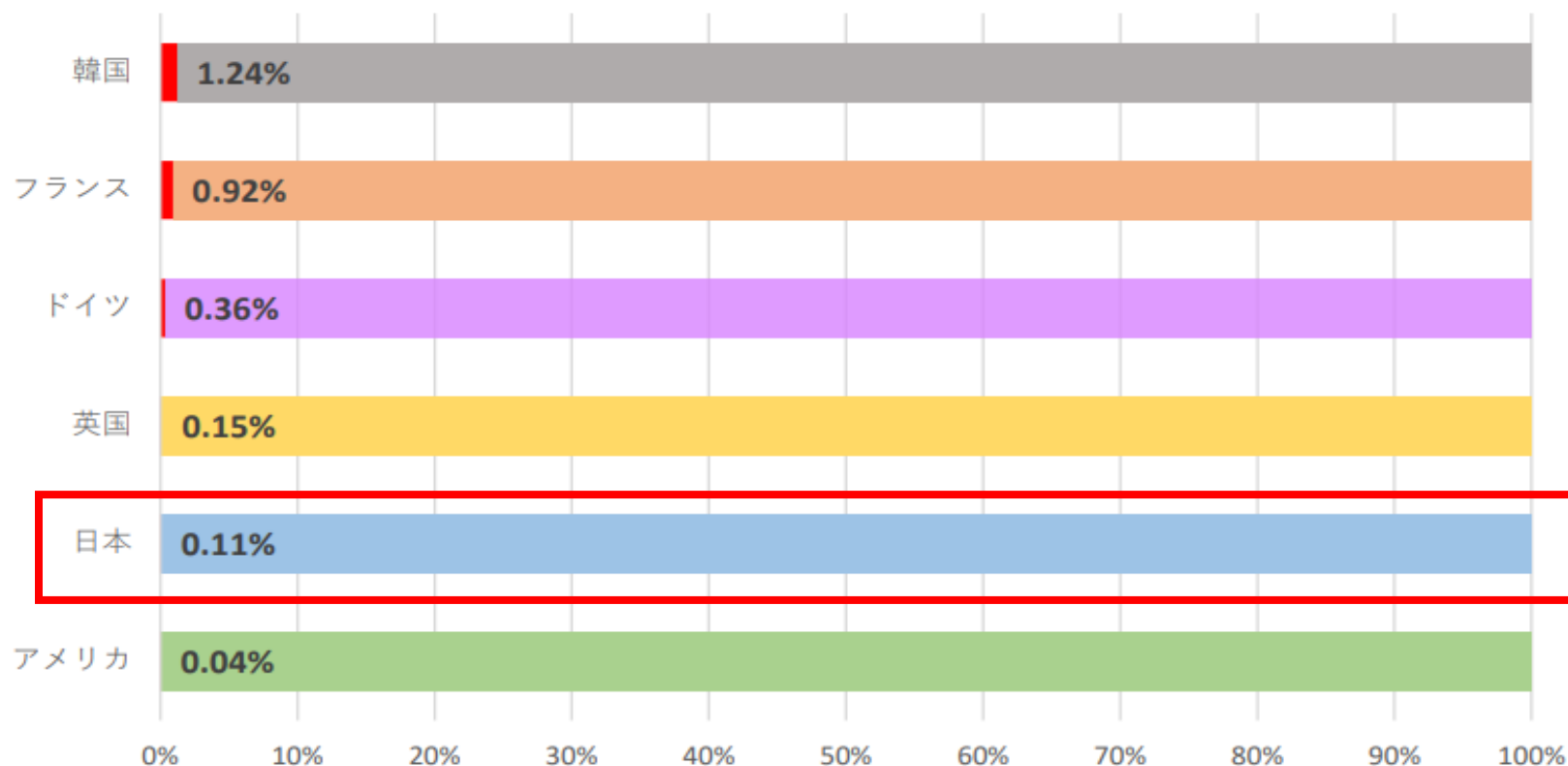
(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 一般歳出における社会保障関係費の割合は53.6%。

# 諸外国と比べたときの文化関連支出の割合①

- 我が国の文化関連支出の割合は、韓国・フランス・ドイツ・英国等と比べて、小さい。

国家予算のうちの文化関連支出の割合



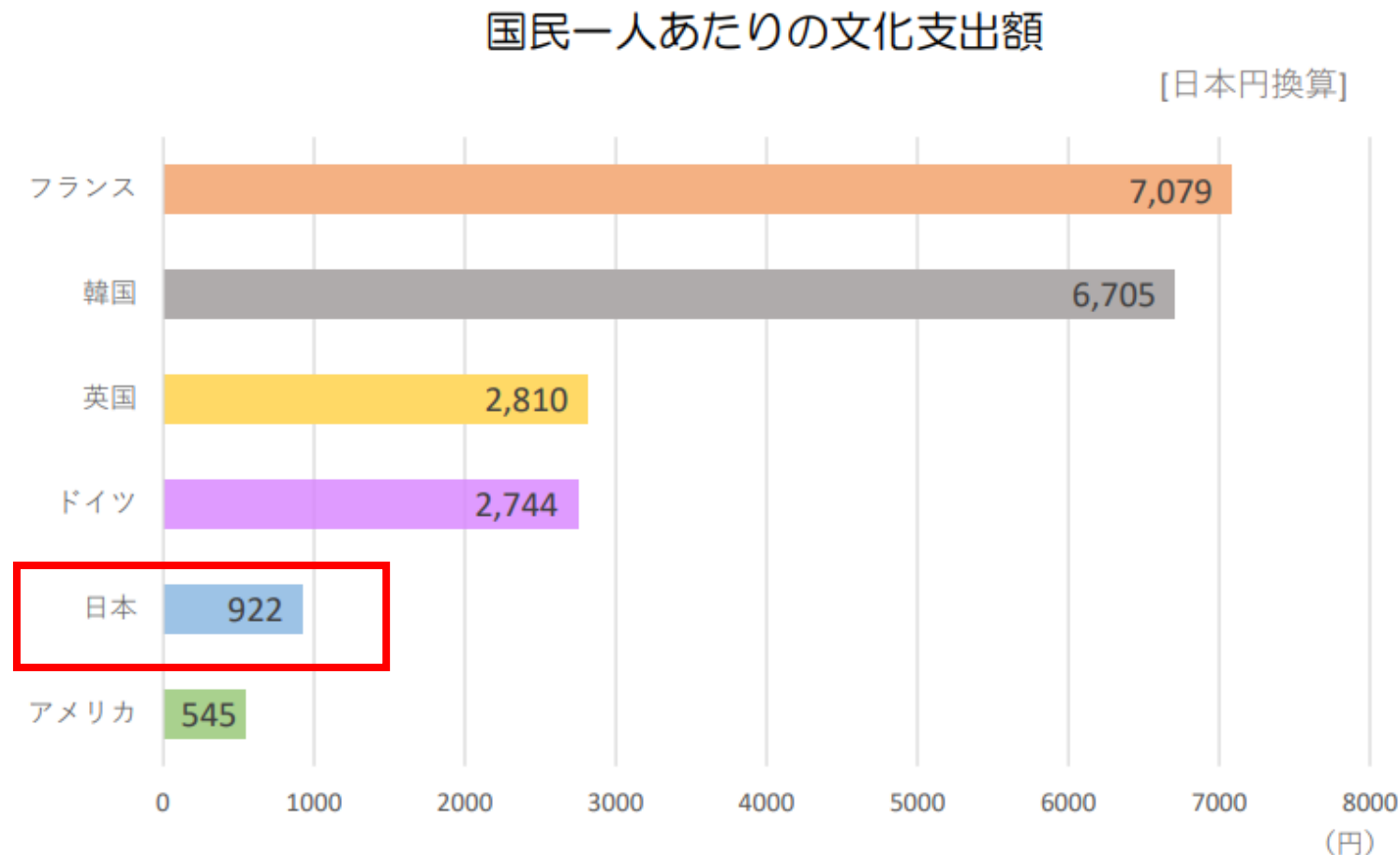
※各国通貨の円換算は「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」（適用期間：令和2年1月5日から1月11日まで）に従った（£=141.90円/\$=109.45円/€=121.37円/ウォン=0.0945円）。

※国により政策対象範囲が異なるため、単純に比較できないことに注意されたい。

出典：文化庁「令和2年度諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書」（令和3年3月）

## 諸外国と比べたときの文化関連支出の割合②

- 国民一人あたりの文化支出額でも、日本の支出額は米国の次に少ない。



※各国通貨の円換算は「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」（適用期間：令和2年1月5日から1月11日まで）に従った（ $\text{£}=141.90\text{円}$  /  $\text{\$}=109.45\text{円}$  /  $\text{€}=121.37\text{円}$  /  $\text{ウォン}=0.0945\text{円}$ ）。

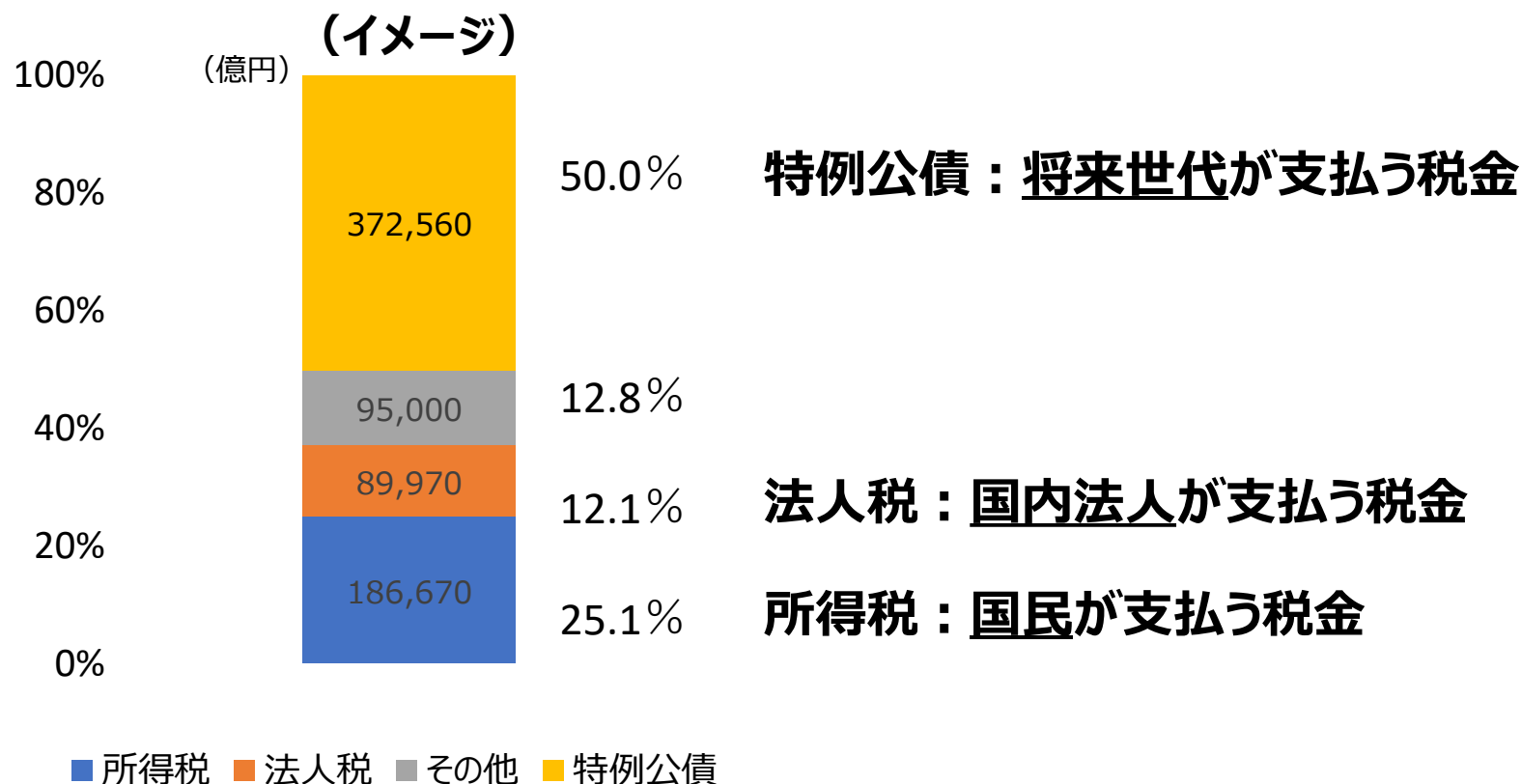
※国により政策対象範囲が異なるため、単純に比較できないことに注意されたい。

出典：文化庁「令和2年度諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書」（令和3年3月）

# 文化庁予算の財源構成（イメージ）

- 便宜的に財源構成のイメージを試算すると、約50%は特例公債で、約12%は法人税で、約25%は所得税が充てられている。（あくまで便宜的なイメージであることに注意）

## 文化庁予算の財源構成



- (備考) 1. 一般歳出である文教及び科学振興費の財源構成を便宜上算出したものであり、必ずしも当該費用がこの割合通りの財源で充てられているものではない。  
2. 歳入のうち、消費税は社会保障関係費に充当されるため除外、建設国債は多くは公共事業に充てられるため除外、その他収入も便宜上除外している。  
3. その他には、相続税・揮発油税・酒税・たばこ税・関税・石油石炭税・自動車重量税・電源開発促進税・その他税収・印紙収入が含まれる。

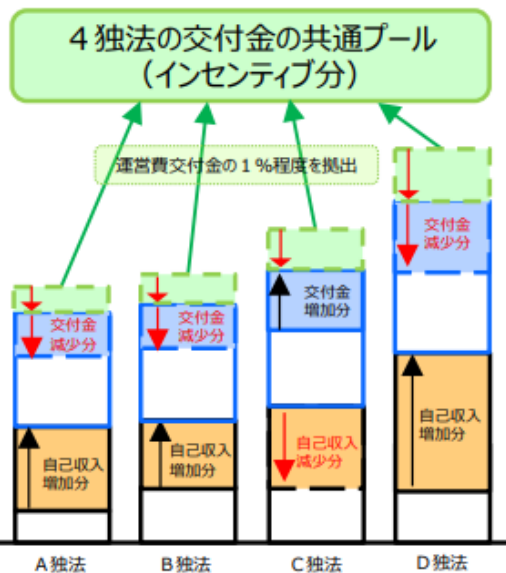
# 文化関係独立行政法人における自己収入増加インセンティブの強化

## ■ 令和4年度予算より、文化関係独立行政法人が自己収益を増加させたときに、運営費交付金が増額することを通じて、自己収入増加インセンティブを与える仕組みが導入された。

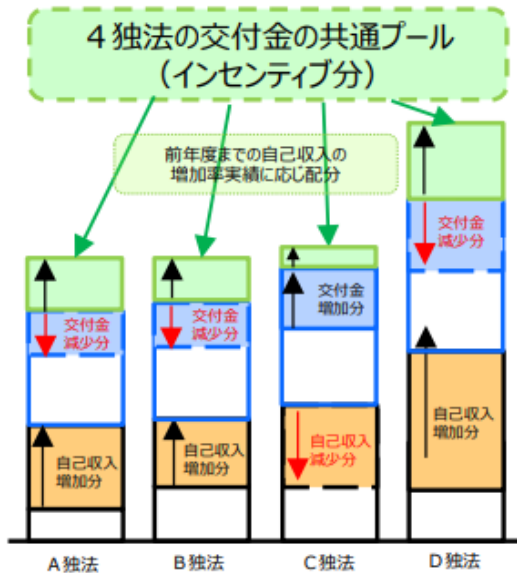
- 昨年冬の財政審建議を踏まえ、令和4年度予算から、文化関係の4独法（国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会）の運営費交付金について、競争的資金枠を設け、自己収入の増加率（実績値）に応じて再配分を行うことにより、民間資金等の多様な収入源の確保を促進。
- 令和5年度以降、算定方法の見直し含め、更なるインセンティブの強化を目指していく。

### ◆ 改善案（イメージ）

① 現行ルールに基づき算定した運営費交付金から、独法ごとに一定割合（交付金の1%程度）を共通プールに拠出する。



② 前年度までの自己収入の増加率実績（%）に応じ、共通プールから各独法に配分する。  
※ 独法全体への交付金総額は変化しない。



### ◆ 令和4年度予算における具体的算出法

- ✓ 拠出経費  
運営費交付金のうち、効率化対象経費である物件費を対象とする。
- ✓ 拠出額  
各独法の物件費の2%を拠出額とし、全体で約3億円（文化関係独法の運営費交付金（約300億円）の1%程度）とする。
- ✓ 評価方法  
① 多様な財源確保を評価する観点から、総収入そのものを評価することに加え、寄付金の確保や施設の貸付等に係る取組を別途評価する。  
② 各独法の安定した経営改革を求める観点から、直近5か年の数字と、その前の5年間の数字との伸び率を比較し、評価を行う。

### ◆ 令和4年度予算における配分結果

独法名	拠出額	配分額	対拠出額比率
科学博物館	0.32億	0.23億	73.5%
美術館	0.59億	0.68億	114.4%
文化財機構	0.80億	0.94億	117.7%
芸文振	1.41億	1.27億	89.9%

<参考> 令和4年度予算の編成等に関する建議（抜粋） 令和3年12月3日 財政制度等審議会

② 文化関係独法への交付金における競争的資金の導入  
文化関係の4つの独立行政法人（国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会）に対し、ポストコロナを目指し、自己収入を増やすインセンティブを強化するため、運営費交付金の配分について、各法人の特性の違いにも配慮しつつ、法人間の競争を促進する方策を検討すべきである。また、自己収入の増加に加え、必要な場合には、各法人が保有する基金等の既存資産の有効活用策も検討すべきである。



# 文化財補助金における寄附等の資金調達インセンティブの強化

- 民間投資を活性化してより効率的に文化財保護を促進するため、国宝・重要文化財の修理について、寄附やクラウドファンディングを活用した場合のインセンティブを付与すべく、補助率加算の仕組みを取り入れた（令和4年4月～）。

## 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項（抄）

### 5. 補助金の額

(1) 補助事業者が地方公共団体又は営利法人以外の者である場合の補助率は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。  
ア 当該補助事業者の事業規模指数に応じ、次の表に掲げる加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。なお、美術工芸品の公開活用事業を建造物の公開活用事業と一体で行う場合には、下記にかかわらず、建造物の加算率を適用することができるものとする。

(中略)

イ アに該当する事業者について、寄付（クラウドファンディング等を含む）により資金調達した場合においては、アで定める加算率に替えて、当該資金調達によって得られた額（補助対象経費の20%を上限とする。）を加算することができる。

⇒ 赤字部分を新規追加

イメージ 補助率加算方式アまたはイのいずれかを選択可とする。

ア：事業規模指数に応じた補助率加算（従来の加算方式）

イ：寄付等に応じた補助率加算（新しい加算方式）

基礎 50%	加算率 0%～35%	補助事業者 負担 地方負担
-----------	---------------	---------------------

基礎 50%	寄付額	寄付額と同額 の加算 (全体の20% 上限)	補助事業者 負担 地方負担
-----------	-----	---------------------------------	---------------------

(注) 例えば、必要額全体の20%の寄付額を集めることができた場合、加算補助率も20%となり、補助事業者負担及び地方負担が必要額全体の10%に減らすことが可能となる。

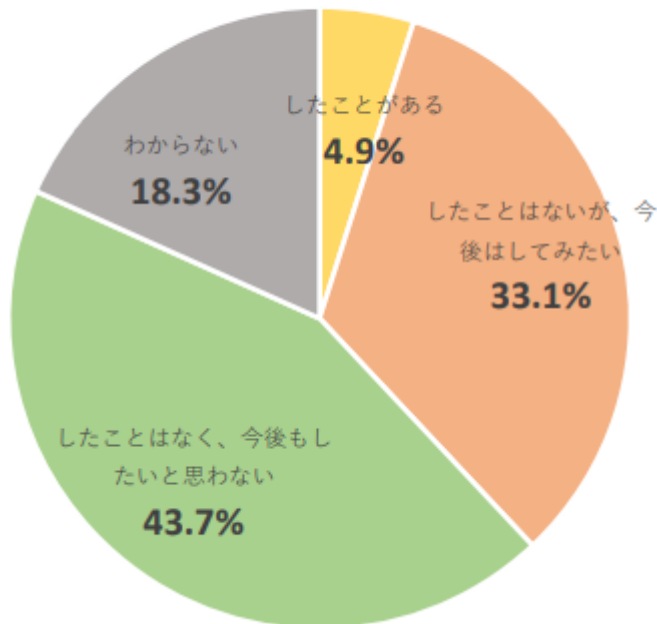
### 《留意事項》

- ・5(1)イで補助率加算を行う場合は、ほかの要件による補助率加算はできない。
- ・「文化財に関する指定寄付」は5(1)イの「寄付等」に含めず、対象外となる。
- ・クラウドファンディングによる加算は、クラウドファンディング終了後、金額が確定した後とする。（補助金申請後にクラウドファンディングが終了する場合は、計画変更申請で対応することも可。）

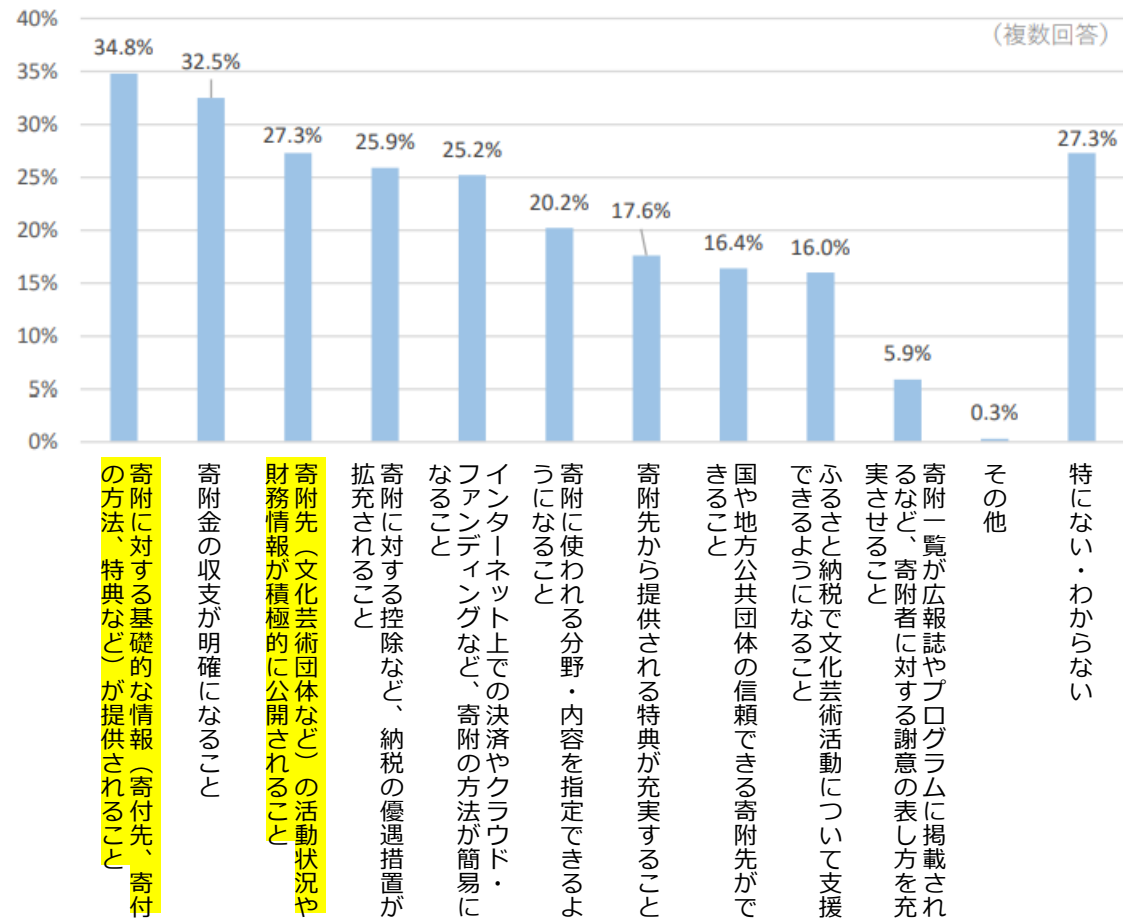
# 寄附に関する意識 – 文化に関する世論調査（令和3年）

- 文化芸術振興のための寄附をしたことがないが、**関心があるのは全体の約33%**にのぼる。
- 寄附促進のためには、**寄附に関する基本的な情報・収支・寄附先の「情報提供」**を求める声が大きく、関心のある層に向けた**ピンポイント型の情報提供**など、**寄附マーケティング**が重要。

## 文化芸術振興のための寄付



## 文化芸術振興のための寄付の促進策



## (参考) 京都市の取り組み



京都市は行財政改革に取り組んでおり、積極的な外部資金の獲得を目指すためにクラウドファンディングの活用を掲げています。本協定により、プロジェクトのアイデアの段階でREADYFOR社からアドバイスを受けることで、京都市のより多くの事業においてクラウドファンディングを活用できる可能性が広がります。当市の実施する事業への関心惹起を図るとともに京都における寄付文化の醸成を促し、持続可能な行財政運営に資することを目指します。

READYFORは、京都府において約500件のプロジェクトを通じて約6.5億円の想いの乗ったお金を流してまいりました。同府でのクラウドファンディング活用は増加しており、**2021年における支援総額は約2.5倍、支援者数は約2倍**となっております（2019年対比）。

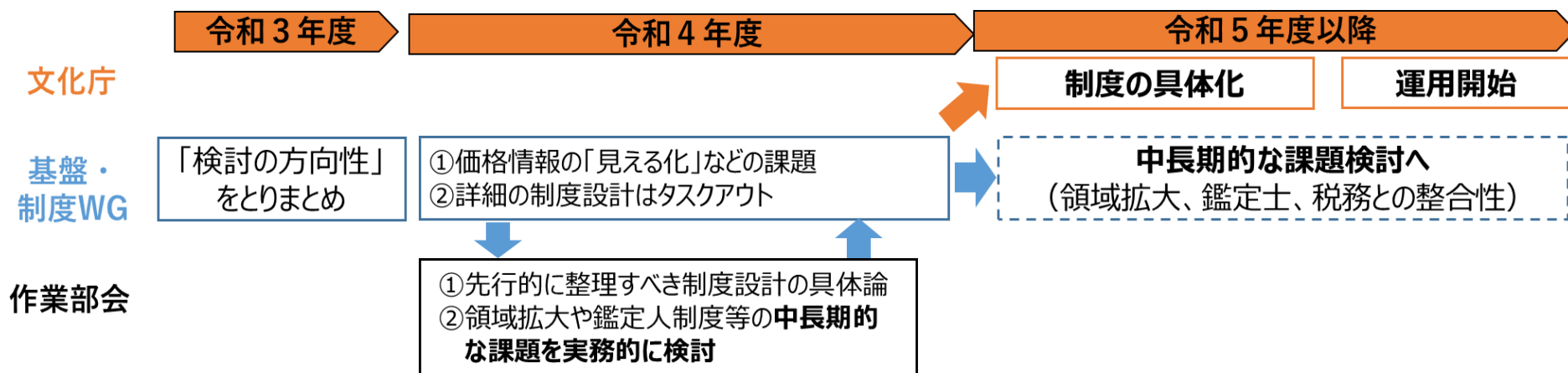
これまで京都市と共に、文化芸術にまつわる6件のふるさと納税型プロジェクトを通じて、累計3,500万円以上の資金調達をサポートしてまいりました。本協定により、**当社キュレーターがプロジェクトを生み出す段階から同市にアドバイスを行うことで、文化芸術分野に限らず地域活性化や教育などさまざまな分野で、クラウドファンディング活用を後押ししてまいります。**

1. 文化関係の寄附について
2. 公的な鑑定評価制度について
3. 新技術の活用について
4. 今後のスケジュールについて
5. 本日まで議論いただきたい内容について

# (参考) 第1期でまとめた内容 (政策提言)

## 2. 公的な鑑定評価制度の検討について

- 公的な鑑定評価制度は、「アート市場の活性化」という目的のために整備するものである。
- 美術品の「市場価格」に関する情報の透明化を図るため、過去の取引価格等に係る情報を収集し、「見える化」する取組を行うこと。
- 美術品の「評価価格」に係る公的な鑑定評価制度については、本報告書及び「公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方」に基づき、具体的な制度検討を始めること。
- 様々な領域が存在する中で、まずは「近現代美術領域」での検討を進めるべく、現に行われている鑑定評価の実務を踏まえつつ、当面は法整備を伴わない民間機関の認定制度などを念頭に、令和4年度に本ワーキンググループの下に作業部会を設置して、制度設計に着手すること。
- 中長期的には、対象領域の拡大や鑑定人制度、税務との整合性確保などの観点からも検討を進めること。



# (参考) 第1期でまとめた内容 (公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方)

## 1. 目的

- 公的な鑑定評価制度の整備を通じて、「**アート市場の活性化**」を実現することが目的。
  - アートの価格が客観的に分かりにくいいため、**新たな購入者が増えない**という課題への対応
  - 信頼性の高い時価評価手法の確立を通じた、**アート作品の「ナショナルアセット」の可視化**  
※国が個々の美術品の真贋判定をしたり、文化的価値を判断する枠組みを作るものではない。

## 2. 本制度の対象

- 公的な鑑定評価制度は、**美術品等の「価格評価」の信頼性を高めるためのインフラ**として整備する。
- 「市場価格」については、**価格の透明性を高めるため、まずは過去の記録などの「見える化」**に取り組む。
- 「評価価格」については、**美術品関係者が共通して使用することができる信頼性の高い仕組み・基準等の検討**を進める。  
特に透明性が低いと指摘されている「**精通者意見価格**」については**透明性を高める取組**を進める。
- 中長期的には、**税務における価格評価との整合性を確保**することを目指す。

## 3. 制度設計の基本的な考え方

- 諸外国の中でもシンガポールの制度に倣い、**鑑定評価業務を行う民間事業者を認定する等の方法**を念頭に検討を進める。
- 上記のような方法を前提とした場合、認定等を受ける民間事業者に対して想定される要件は以下のようなものが考えられる。
  - 取り扱うことができる**美術品の種類を明確化**すること。
  - 鑑定評価方法について、**鑑定評価を行う体制（プロセスや鑑定評価者等の情報）を対外的に透明化**すること。
  - 過去の売買取引情報等の**価格に関する情報にアクセスできる環境が整えられている**（整えられる予定である）こと。
  - 専門領域に関する鑑定評価方法を、**次世代の人材育成に積極的に取り組む**。
- 検討に当たり、鑑定評価実務を行っている画商や、想定される制度利用者（税理士等）から実態を聴取しながら進めること。

1. 文化関係の寄附について
2. 公的な鑑定評価制度について
3. 新技術の活用について
4. 今後のスケジュールについて
5. 本日まで議論いただきたい内容について

# 国税庁：NFTやFTを用いた取引を行った場合の課税関係（2022年4月1日）

1 いわゆるNFT（非代替性トークン）やFT（代替性トークン）が、暗号資産などの財産的価値を有する資産と交換できるものである場合、そのNFTやFTを用いた取引については、**所得税の課税対象**となります。

※財産的価値を有する資産と交換できないNFTやFTを用いた取引については、所得税の課税対象となりません。

2 所得税の課税対象となる場合の所得区分は、概ね次のとおりです。

(1) 役務提供などにより、NFTやFTを取得した場合

- ・ 役務提供の対価として、NFTやFTを取得した場合は、**事業所得、給与所得または雑所得**に区分されます。
- ・ 臨時・偶発的にNFTやFTを取得した場合は、**一時所得**に区分されます。
- ・ 上記以外の場合は、**雑所得**に区分されます。

(2) NFTやFTを譲渡した場合

- ・ 譲渡したNFTやFTが、譲渡所得の基因となる資産に該当する場合（その所得が譲渡したNFTやFTの値上がり益（キャピタル・ゲイン）と認められる場合）は、**譲渡所得**に区分されます。

(注) NFTやFTの譲渡が、営利を目的として継続的に行われている場合は、譲渡所得ではなく、**雑所得または事業所得**に区分されます。

- ・ 譲渡したNFTやFTが、譲渡所得の基因となる資産に該当しない場合は、**雑所得（規模等によっては事業所得）**に区分されます。



## （論点5 関係） NFTの活用を通じたクリエイターエコノミーの創出

- NFT（Non-Fungible Token、非代替性トークン）は、ブロックチェーン上で発行された「一点モノ」のトークン。ブロックチェーンの特長を生かし、NFTが「偽造不可能な鑑定書＋所有証明書」の性質を帯びる。<sup>(1)</sup>  
(1)株式会社日本総合研究所 先端技術ラボ「NFTに関する動向」より抜粋
- デジタルデータは容易にコピーできてしまうが、NFTの活用により、クリエイターが生み出すデジタル作品等が「唯一無二の資産」として取引できるため、ゲームやアニメの分野でも、クリエイターの収益源多元化など、「新しい資金循環」が生まれる可能性がある。
- NFTビジネス全般における日本のプレゼンスを高めるためにも、競争力のある日本のコンテンツの活用が期待されるが、今後は、NFTを活用したビジネスモデルを構築するために必要な法規制や権利関係の整理についての検討を行うことも必要。

### クリエイターへの収益分配の例

Conata（3D空間で利用可能なアイテムを販売する仮想ショップ）



- パーチャル空間上で利用可能なアイテム（音楽、キャラクターなど）を購入することが可能。Conataで購入したアイテムは一点ものであり、アイテムの所有権を管理できる。
- Conataではパーチャル空間で自分だけの部屋を作り、自分の好きなアイテムだらけのアイテムを作ることも可能。
- 独自のスマートコントラクトを使用することで、アイテムやアバターの所有権を管理すると同時に、クリエイターにも利益が自動で分配する仕組みを構築。

出典：Zenism「NFT×メタバースの魅力を引き出す仮想商店『Conata』とは？」（2021）



## （論点5 関係）メタバースの活用事例と市場発展に向けた今後の課題

- メタバースは、現実社会を超越したデジタル世界のパラレルワールド（仮想空間）。
- **あらたなバーチャル経済圏**に期待し各業界が参入する一方で、**市場発展に向けた課題も存在。**

### メタバース空間を活用した各業界の事例

- メタバース内の土地やアイテムをユーザーが**NFTとして取引し、稼げる（play to earn）ゲーム**が登場。
- ライブエンタメにおいても、**メタバース上でのライブ配信**（米津玄師など）が登場。
- **会議用のコミュニケーションツール**として、Meta社はVRアプリ「Horizon Workrooms」を提供。



Source:「The Sandbox」

### 市場発展に向けた今後の課題

#### ○仮想空間ビジネスに関する法整備

- ・仮想オブジェクトに対する権利について法解釈及び法律の制定等が必要な点がある

#### ○仮想空間ビジネスに関するガイドラインの整備

- ・例えば現実空間をバーチャルに移行する際の権利関係におけるガイドラインがあると有益

#### ○xR領域における人材の確保

- ・インタラクション設計の技術者や、業界知見を持ちビジネス企画ができる人材が不足

#### ○xR領域におけるコンテンツの普及

- ・VRヘッドマウントディスプレイ（HMD）をわざわざ購入して楽しむようなコンテンツが不足

#### ○VRヘッドマウントディスプレイ（HMD）の低価格化

- ・価格低下しているが、未だ一般消費者が購入する価格帯には至っていない

#### ○マネタイズ

- ・仮想空間内のコンテンツの製作コストが大きく、まだマネタイズが困難

#### ○VRデバイスの性能及びユーザビリティの向上

- ・スマホではスペックが不足。HMDはVR酔い対策などの安全性が必要

#### ○xRの仕様の標準化

- ・アバターについてはVRMという規格を策定。その他にも標準化の可能性有

## Web3.0時代を見据えたコンテンツ・エコシステムの構築・活性化に向けて (取り組むべき課題)

### 2. メタバース、NFT等の潮流を捉えたビジネスモデル導入等の促進

#### ○メタバース、Web3.0等を活用した新たなコンテンツビジネスの環境整備

- ・権利関係等をめぐる課題の把握・整理と対応
  - ～ メタバース ; 仮想オブジェクト、アバター等の権利保護関係、これらによる他者の権利の侵害等関係 など
  - ～ Web3.0(NFT); 暗号資産の取扱い関係 など
- ・権利者の許諾を得ていないNFTの販売など利用者保護上の課題等に対応する民間の取組との連携(関係団体・事業者との協力による対応)
- ・NFT、メタバース等による文化芸術資源の活用の促進

#### ○無断NFT化など Web3.0時代の新たな権利侵害への対応

- ・NFTと著作権の関係など新たな権利侵害の問題に関する普及啓発等  
など



## 文化の力で成長を！ パワフルな「日本博2.0」でシフトアップ

### 2025年大阪・関西万博へ、「日本の美と心」を発信

#### 1. 最高峰の文化の祭典

伝統芸能、舞台芸術、音楽、メディア芸術、アートなどから厳選、国内外へ発信

#### 2. 地域の魅力を総動員

文化×農泊×食×交通×宿×自然×スポーツ×交流×学びetc を磨き上げ  
「広がり」と「奥行き」を持った真に満足出来る観光、地域のファン作り

#### 3. 最先端のバーチャル体験

アフターコロナを見据えてリアルとバーチャルを融合、  
メタバース、NFT等の先端技術を活用した、ボーダーレスで新しい鑑賞・体験

#### 4. 若い力で未来を拓く

未来を生きる若者が参加、障害者芸術・多文化共生の推進  
若者目線で、未来に持っていきたいものを創造し、鑑賞し、考える

#### 5. ソフトパワーで日本の心を発信

海外アーティスト、文化施設等と連携して協調・交流の促進  
インバウンドを含め、海外の人へ日本の美・心を伝える

2025年大阪・関西万博を機に  
全国展開

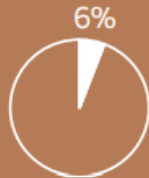


# (参考) The Art Market 2022 (アートバーゼル) におけるNFTの記述

- 2021年のアート市場は651億 \$ で、NFTが顕著な伸びを示した。主要なプラットフォームにおけるNFTの市場規模は111億 \$ (2019年は46億 \$) 。また、アート関係のNFTは年々2桁ペースで伸びており、2021年は26億 \$ 。
- アートディーラーのうち、NFTアートを既に販売したのは全体の6 %、19%は販売はしていないが関心有り。46%は今後も販売意向はなし、29%はわからないと回答。
- オークションでの取り扱いは行われたが限定的で、クリスティーズの取扱高は1.5億 \$ 、サザビーズは0.8億 \$ 。Second-tier auctionのうち、NFTアートを既に取り扱ったと回答したのは5 %、今後取り扱う予定なのは28%。
- 富裕層コレクター (資産100万ドル超) の74%がNFTアートを購入。
- 彼らのうち88%はNFTアートの購入に関心を持っており、2022年以降も関心が衰える兆しはみられない。



6. Outside of the art market's \$65.1 billion in turnover, sales of art and collectibles NFTs saw substantial growth in 2021. External sales in these two categories on NFT platforms on the Ethereum, Flow, and Ronin blockchains have grown from \$4.6 million in 2019 to \$11.1 billion in 2021. The value of sales for art-related NFTs expanded over a hundredfold year-on-year reaching \$2.6 billion.



4. Just 6% of dealers had sold NFTs in 2021. A further 19% had not sold NFTs but were interested in doing so in the next one to two years, whereas just under half (46%) reported that they had not done so and had no interest in doing so in future. The remaining 29% were unsure whether they would sell NFTs in future or not.



4. NFT sales entered the auction sector, but at limited values so far. Christie's NFT sales totaled \$150 million, including the landmark sale of Beeple's *Everydays: The First 5000 Days* (2021) for \$69.3 million in March. Sotheby's NFT sales reached \$80 million. Only 5% of the second-tier auction houses surveyed had sold NFTs in 2021, although 28% had not but were planning to do so in the next one to two years.



4. 74% of HNW collectors had purchased art-based NFTs in 2021. For those who had purchased NFTs, the median number summed over all categories was 13, including four related to art. The median expenditure across all NFTs was \$24,000, with 37% of that (or \$9,000) on art.



4. There are no signs that the interest in NFTs will abate in 2022. 88% of HNW collectors said they were interested in purchasing NFT-based artworks in future, and just 4% were not at all interested.

## (参考) 韓国の「メタバース新産業先導戦略」について

「韓国政府はメタバースがもたらす経済・社会変化に積極的に対応するため、2022年にだけでも5,560億ウォン（※）の財政が投入される「メタバース新産業先導戦略」を1月10日に発表した。

※1ウォン=0.10円（5月24日時点）とすると、約556億円規模

この戦略には先導型メタバース・プラットフォームを発掘・支援のため、民間主導の政府支援方式でメタバース産業を育成する計画が盛り込まれている。

ビジョン	デジタル新大陸、メタバースを通じて飛躍する大韓民国			
2026年	グローバル・メタバース市場シェア5位を目指す（現在は市場シェア12位と推定）	メタバース専門家養成累積40,000人	メタバース供給企業の育成 累積220社 （売上高50億以上）	メタバースの優秀事例の発掘 累積50件 （社会的価値サービスの発掘）
目標	① 世界的水準のメタバース・プラットフォーム構築に挑戦 ② メタバース時代に活躍する人材育成 ② メタバース産業を主導する専門企業の育成 ④ 国民が共感できる模範的メタバース			

（出所）関係省庁合同、2022、「メタバース新産業先導戦略」

NFTについても以下の内容が盛り込まれている。

- 1 NFTの生成・取引における活性化のために国民の誰もがアイデア、記録物など無形のデジタル創作物をNFTで生成できるバウチャーを提供し、メタバース活用分野にブロックチェーン技術を適用する試験事業を推進するなど、デジタル創作物の安全な生産・流通を支援する。
- 2 NFTを活用したデジタル創作専門企業の発掘と人材育成を支援する。
- 3 NFT取引に対する法制度の整備を推進する。

（出所）日本貿易振興機構「プラットフォーム時代の韓国コンテンツ産業振興策および事例調査」（2022年3月）

1. 文化関係の寄附について
2. 公的な鑑定評価制度について
3. 新技術の活用について
4. 今後のスケジュールについて
5. 本日まで議論いただきたい内容について

# 令和4年度の基盤・制度WGのスケジュール（案）

---

## 5月25日（水） 基盤制度WG 第1回

- － 寄附・新技術に関する状況整理・今後の方針について
- － 公的な鑑定評価制度の進め方

## 8月中 基盤制度WG 第2回

- － 令和5年度税制改正要望（案）について
- － 公的な鑑定評価制度に係るヒアリング結果、作業部会の設置

## 年内 基盤制度WG 第3回

- － 令和5年度税制改正要望の検討状況
- － 公的な鑑定評価制度の作業部会での検討状況報告、制度案を審議

## 1月中 基盤制度WG 第4回

- － 令和5年度税制改正要望の結果について
- － 公的な鑑定評価制度の制度案の報告、今後の進め方等の審議

## 3月中 基盤制度WG 第5回

- － 「審議経過の報告」のとりまとめ
- － 次年度に向けた検討課題の審議



1. 文化関係の寄附について
2. 公的な鑑定評価制度について
3. 新技術の活用について
4. 今後のスケジュールについて
5. 本日まで議論いただきたい内容について

1. 公的な鑑定評価制度について、事務局よりご提示した点について、ご意見をいただければと存じます。
2. 文化芸術領域への寄附促進や新技術への活用について、ご意見をいただければと存じます。  
また、今年度の進め方についても、ご質問・ご意見等あれば頂ければと存じます。